平成２６年（フ）第３９９号
千葉市稲毛区小中台町581番地　事業団宿舎２棟404号
債務者　藤井　幸博
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４０７号
千葉市稲毛区あやめ台２番９棟103号
債務者　山田　英夫
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４５１号
千葉市稲毛区小中台町673番地１　カサブランカ６号棟105号
債務者　高橋　宏治
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４６３号
千葉県八千代市勝田台北１丁目21番５号　イイノハイツＣ棟103号
債務者　黒瀬　滿子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０５号
さいたま市緑区東浦和４丁目30番地12　ハッピーデイズ東浦和寮201号、申立時の住所新潟市中央区東幸町12番23号　メゾンプーラヴィ103号
債務者　押見　信幸
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５２号
新潟市中央区大島158番地　ヤングフォレスト206号、前住所長野県長野市浅川押田246番地２
債務者　柳澤　一志
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５４号
新潟市西区坂井砂山４丁目22番19号　アーバンＦＭＣ415号、前住所新潟市西区五十嵐２の町8602番地60　クラスターＢ102号
債務者　佐藤　美穂
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２９号
山梨県笛吹市石和町松本416番地22　シャングリラ石和207
債務者　降矢　浩司
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９２号
長野県安曇野市三郷温4135番地１　ビレッジハタヤＢ―102
債務者　小笠原聡美（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１０９号
静岡県富士宮市黒田210番地の１　大塚アパート203号
債務者　木村　宏次
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第７２２号
愛知県清須市西市場２丁目１番地15
債務者　角　　広宣
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８１２号
名古屋市緑区鳴海町字古鳴海42番地の１　ユニーブルマンション野並403号
債務者　井上　　泰
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８４４号
名古屋市南区元塩町４丁目１番地　元塩荘６棟404号
債務者　西林　麻衣
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７４号
愛知県海部郡大治町大字花常字東江端38番地
債務者　黒岩　康弘
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８８号
三重県鈴鹿市白子１丁目18番７号　ベルテ白子203号、前住所三重県四日市市采女が丘５丁目19番地４
債務者　辻田　秀樹
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２７５号
兵庫県加古川市加古川町南備後331番地
債務者　木村　利実
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５３号
鳥取県米子市河崎1488番地５、前住所鳥取県米子市上後藤４丁目３番25号
債務者　山川　晴実
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部